別記４

発電利用に供する木質バイオマスの証明書（例）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

（販売先）

　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称
　　　　　　　　　　　　代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　団体認定番号　宮木連第　　　　　　　号

　　下記の物件は、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

１．全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づ

く間伐材等由来の木質バイオマスであること

２．全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づ

　く一般木質バイオマスであること

※ 上記１、２の項目に○で明記してください。

記

（１）樹種　：

（２）品目　：

（３）数量　：

　　※ 品目は、丸太、製材品、合板、集成材、チップ等を記述して下さい。

　　 数量は、商取引上の単位（㎥、本、ｔ、kg、枚など）で記述して下さい。

（４）GHG関連情報（GHG基準適用案件への国産木質バイオマス供給の場合）

　　① 原料区分、原料輸送区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 原料区分 | 原料輸送区分 | 構成比 | 備　考 |
| ﾄﾗｯｸ積載量 | 輸送距離 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

　　② 加工区分

　　　　□ チップ加工

　　　　□ ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）

　　　　□ ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

　　③ 製品輸送区分

　　　　トラック最大積載量：□ １t車以上　□ ２t車以上　□ ４t車以上

　　　　　　　　　　　　　　□ 10t車以上　□ 20t車以上

　　　　　　　　　輸送距離：□ 10km以下　□ 20km以下　□ 30km以下

　　　　　　　　　　　　　　□ 40km以下　□ 50km以下　□100km以下

　　　　　　　　　　　　　　□150km以下　□200km以下　□300km以下

　　※ GHG関連情報の内容については、必要に応じて加除する（例えば、製品輸送を行わない場合

は「製品輸送区分」の項目は不要。

　　④ その他必要事項

　　注） 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報（団体認定番号、

合法木材である等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。